

事務連絡  
令和2年11月30日

都道府県  
各 指定都市 社会福祉法人担当課(室)御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「小規模社会福祉法人向け経理規程例」等の策定について(周知依頼)

社会福祉法人制度の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

社会福祉法人制度については、平成28年の社会福祉法改正により、その公益性、非営利性を徹底する観点から、「ガバナンスの強化」「財務規律の向上」「事業運営の透明性の向上」を図るための制度改正が行われたところであり、全ての法人は、これらの制度改正を踏まえた取組の着実な実施が求められているところです。

今般、小規模法人における財務会計処理の適正化、標準化を図る観点から、みずほ情報総研株式会社において、「小規模社会福祉法人を中心とした財務会計に関する事務処理体制支援長に関する調査研究事業」(令和元年度社会福祉推進事業)により、別添1のとおり、「小規模社会福祉法人向け経理規程例」を策定するとともに、実務者向けの具体的な運用の支援のため、別添2のとおり、「社会福祉法人経理事務マニュアル」を策定いたしました。

つきましては、本経理規定及びマニュアルについて、所管の社会福祉法人に対し周知いただくとともに、小規模社会福祉法人の財務報告が適正に行われるよう、今後の所轄庁における事務の参考としてご活用をお願いいたします。

併せて、都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

**【担当】**

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
法人経営指導係 tel 03-3595-2616